

申告書の記載例（表面）

※事業及び不動産所得の無い方につきましては、この記載例によらず、簡素化記入の方法を推奨しています。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

令和7年度(令和6年分) 市・県民税・森林環境税 申告書

(宛先)名張市長		令和7年2月17日 提出		個人番号（マイナンバー）を記入してください。	
現住所		名張市鴻之台1-1		番号確認	身元確認
1月1日現在の住所		同上			
フリガナ		ナバリ タロウ	電話番号	63-7429	
氏名		名張 太郎	生年月日	大昭 30.10.10	
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			
(代理人)					
3. 所得から差し引かれる金額に関する事項					
⑬ (証明書等添付) 社会保険料控除					
国保・後期・介護・年金・その他()		支払保険料 73,000 円			
国保・後期・介護・年金・その他()		176,460			
国保・後期・介護・年金・その他()		112,000			
⑮ (控除証明添付) 生命保険料控除					
新生命保険料の計		旧生命保険料の計	38,000 円	23,400 円	
新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	約 5,800 円	95,640 円	
⑯ (控除証明添付) 地震保険料控除					
地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	13,800 円	64,520 円	
⑰ 人的控除について該当がある場合は、以下の⑰～⑲の欄に漏れなく記入してください。但し、源泉徴収票に記載されている人の控除の内容に変更がない場合は、人の控除の記載された源泉徴収票を添付のうえ、以下の欄にレ点を入れることで記入が省略できます。いずれにも記入がない場合は、人の控除は一切なしとして判断させていただきます。					
源泉徴収票の人の控除の□ 人の控除とは…障害者・ひとり親・寡婦・勤労学生の内容のとおり					
本該当控除・配偶者（特別）控除・扶養控除の総称					
⑰～⑲					
⑰ 真妻控除 (死別・離婚)		⑯ 勤労学生控除 (学校名)	⑰ 勤労学生控除 (学校名)	⑰ 勤労学生控除 (学校名)	
⑲ 本人 身精・療					
親族氏名 (名張 一郎)		障害の程度 (身精療)	1級		
⑳ 障害者控除					
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		障害の程度 (身精療)	1級		
㉑ 扶養控除					
配偶者の氏名 (名張 花子)		生年月日 (大昭 32.7.7)	配偶者の合計所得金額 (1,010,000 円)		
㉒ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)					
個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4					
㉓ 扶養控除					
氏名 (名張 一郎)		生年月日 (大昭 3.12.20)	同居・別居 (同居)	続柄 (別)	控除額 (父 45 万円)
㉔ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)					
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3					
㉕ 雜損控除					
損傷の原因		損傷年月日	損傷を受けた資産の種類		
㉖ 雜損控除					
損傷金額 (91,080 円)		保険金などで補てんされる金額 (0 円)	差引損失額のうち災害関連支出の金額 (100,000 円以上既)		
㉗ (明細添付) 医療費控除					
セ 91,080 円		補てんされる金額 (0 円)	総所得金額等の5% (100,000 円以上既)		
㉘ 寄附金に関する事項					
都道府県・市区町村分 (特別控除対象)					
三重県		円	円		
住所地の共同募金会・日本郵便・市区町村分 (特別控除対象以外)					
名張市		円	円		
㉙ 受付 檢算 入力日 入力者					
市処理欄					

ここに該当する場合はレ点を入れることで、記入を省略できます。

書き方の
4～6ページ
参照

扶養親族の方も個人番号（マイナンバー）を記入してください。

書き方の
6ページ
参照

※1 給与収入から所得を計算すると、1,163,200円となります。給与所得と年金所得の両方があるため、所得金額調整控除が適用されます。
給与所得: 1,163,200円(10万円超) 年金所得: 836,500円(10万円超)であるため、(10万円+10万円)-10万円=10万円が給与所得から更に差し引かれます。
そのため、給与所得: 1,163,200円-10万円=1,063,200円となります。

令和7年度(令和6年分)市・県民税・森林環境税申告書の書き方

市・県民税・森林環境税の申告が必要な人

令和7年1月1日現在、名張市にお住まいでの①～④のいずれかに該当する人。
ただし「令和6年分所得税の確定申告書」を税務署に提出される人は申告不要です。

- ① 営業等、農業、不動産、雑、譲渡、一時、配当（上場株式等の配当を除く）などの各種所得があった人
 - ② 給与所得・公的年金等所得の他に各種所得のあった人
※給与所得・公的年金等所得以外の所得の合計額が20万円以下の人でも市・県民税・森林環境税の申告が必要です。
 - ③ 給与所得のみで、勤務先から名張市に給与支払報告書（源泉徴収票と同様のもの）が提出されていない人（不明な場合は勤務先へお尋ねください）
 - ④ 給与所得または公的年金等の所得のみで、源泉徴収票に記載された所得控除（社会保険料控除・扶養控除など）の内容に変更のある人、または源泉徴収票に記載されない各種控除を受けようとする人
- 公的年金等を受給されている人は以下を参照してください。

※ 特定配当等及び特定株式譲渡所得について、所得税及び復興特別所得税と市・県民税・森林環境税とで異なる課税方式を選択することはできません。（所得税は確定申告を行い、市・県民税・森林環境税では申告しないということはできません。）所得税で株式関係所得を申告された場合は、市・県民税・森林環境税でも課税される（所得計上される）ことになります。

公的年金等を受給されている人

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされています。（源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）がある場合を除く）

しかし、これによって確定申告書を提出しない場合であっても、以下に該当される人は市・県民税・森林環境税の申告書の提出が必要となります。

- ① 公的年金等の源泉徴収票に印字されている人の控除について追加・訂正される人（配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦、ひとり親控除など）
- ② 公的年金等の源泉徴収票に記載されない控除を追加される人（医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金税額控除など）

市・県民税・森林環境税の申告をしたほうがよい人

- 令和6年中の所得が非課税収入（遺族年金・障害年金・失業給付金など）のみの人や、所得のなかった人※所得証明書の発行や国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定などに必要なため、申告書を提出されることをおすすめします。

提出の際は、申告書2-12の所得金額合計欄に「0」と記入し、申告書7欄「所得のなかった方の記入欄」に必要事項を記入し提出してください。（書き方3ページを参照してください）

申告書の提出期限

令和7年3月17日(月)まで

- ① 市・県民税・森林環境税申告書
- ② (給与所得または公的年金等の) 源泉徴収票
- ③ 医療費控除を受ける人はその医療費の明細等の必要書類（必要書類の詳細は6頁参照）
- ④ 生命保険・地震保険料控除を受ける人はその控除証明書
- ⑤ 社会保険料控除を受ける人は（国民年金保険料）控除証明書等、名張市から送付した納付済額のハガキ（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）
- ⑥ その他控除を受ける人は各種控除の証明書等

申告についての問合せ及び提出先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市役所 市民部 課税室 市民税担当 (1階15番窓口)

TEL (0595) 63-7429

※この書き方は、現行法で作成しており、税法改正により税率・控除額等が変わることがありますのでご了承ください。

書き方の
6ページ
参照

所得のなかった方はこの欄に記入してください。（書き方の3ページ参照）

※この欄は名張太郎氏の記載例ではなく、前年中は収入がなく、夫の扶養であった方の記載例となります。

